

# 「らくらく突破 改訂新版 知的財産管理技能検定 3級 合格教本」 第1刷 正誤表

(2017年9月25日更新)

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでお詫びいたします。

## p.36 「1 国内優先権 (特 41 条)」下から 3 行目

誤	なお優先権の基礎とされた先の出願は、出願日から 1 年 3 月経過後に取り下げたものとみなされます (特 42 条)。
正	なお優先権の基礎とされた先の出願は、出願日から「 <b>経済産業省令で定める期間 (現在は 1 年 4 月)</b> 」経過後に取り下げたものとみなされます (特 42 条)。

## p.36 図「国内優先権」の下から 1 行目

誤	先の出願は 1 年 3 月で取下擬制
正	先の出願は 1 年 <b>4</b> 月で取下擬制

## p.37 練習問題③の解答

誤	③× 1 年 3 月経過後に
正	③× 1 年 <b>4</b> 月経過後に

## p.59 本文⑥ 上から 1 行目

誤	直ちに実施を注意して
正	直ちに実施を <b>中止</b> して

## p.182 「(1) 著作者」の上から 4~5 行目

誤	この点、職務発明であっても特許を受ける権利は必ず自然人に帰属する特許法と異なります。
正	この点、職務発明であっても <b>発明者は必ず自然人となる</b> 特許法と異なります。

技術評論社 書籍編集部